

エリア	市町村	関係人口要件	担当課	電話番号
県央エリア	盛岡市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 (1) 盛岡市内の事業所において「ふるさとワーキングホリデー」に参加したことのある者 (2) 「MORIOKA CONNECTION ID」の本登録を完了している者。 (3) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 (1) 農業法人等に雇用就農している者。 (2) 林業事業体等に就職し現場作業に従事する者。 (3) 市内で独立自営就農している者。 (4) 5年以内に親元等の農業経営を継承する見込のある者。 (5) 就農準備資金の交付を受け農業研修を受講し、研修受講終了後に市内で就農する意思を有している者。 (6) 南部鉄器、岩谷堂軍笛、浄法寺塗、秀衡塗、紫根染、南部古代型染、ホームスパンなどの伝統産業事業者に就職し、職人として従事する者。 (7) 家業を継承する者（親元等の農業経営、店舗や町工場など）	市長公室企画調整課 都市戦略室	019-613-8370
	八幡平市	「八幡平市応援市民」であり、かつ次の事項のいずれかに該当すること。 ・農林水産業に就業する者。 ・家業を継承する者。 ・事業承継する者。 ・市内事業所に週20時間以上の向き雇用契約に基づいて就業している者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。	まちづくり推進課	0195-74-2111
	滝沢市	以下のいずれかにあてはまり、かつ市内高等教育機関を卒業した者又は岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 ①農林水産業に就業する意向がある者。 ②バス若しくはタクシーの事業所に就業している者。	経済産業部若者活躍推進室	019-656-6536
	雫石町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・過去5年以内において、雫石町が主催する移住体験ツアーに参加経験を有する者。 ・七ツ森地域交流センター内のお試し住居を1週間以上、利用した者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業や文化・伝統工芸職に就業した者。 ・家業等へ就業した者（親元などの農業経営、店舗や町工場など）。 ・起業し町内に事業所を設置した者。 ・町内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した者。	観光商工課都市交流推進室	019-692-6499
	葛巻町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ①葛巻町に移住する以前に連続する5年以上葛巻町に住民票を有していたことがある者 ②葛巻町に5年以上住民票を有している2親等以内の親族がいる者 ③葛巻町内の小中高等教育機関の卒業生 ④大学生等の就業体験（葛巻型キャリアデザインプログラム等）に参加した者 ⑤転入日から直前5年以内に、町が主催する移住定住又は関係人口創出拡大に関する事業を利用、又は参加経験を有する者（おためし居住体験や移住体験ツアー等） ⑥転入日から直前5年以内に、3年以上継続し葛巻町にふるさと納税を行った者 ⑦岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ①農林商工業に就業する者。 ②家業等へ就業する者。 ③葛巻町が認めた企業・団体等に就業した者。 ④自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。	いらっしやい葛巻推進課	0195-65-8983
	岩手町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・平成31年4月1日以降に岩手町に移住相談を行っていた者又は空き家活用型UIJターン事業の活用を相談していた者。 ・岩手町が主催する起業支援事業、まちづくり活動に参加経験を有するもの。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林業を営む者、またその予定がある者。	みらい創造課政策推進係	0195-62-2111 (内線218)

	紫波町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・町内で開催された産業振興関連のインターンシップや体験ツアーに参加経験がある者 ・町内の遊休不動産の活用事業に従事している者 ・農業法人等に雇用就農している者 ・町内で独立自営就農している者 ・5年以内に親元等の農業経営を継承する意欲がある者 ・農業研修を受講していて、受講終了後に町内で就農する意欲のある者 ・一般乗合旅客自動車運送業（バス運転手）・一般乗用旅客自動車運送業（タクシー運転手）に従事している人または従事する意欲がある人 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者	企画総務部企画課	019-672-2111 (内線2311)
	矢巾町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。	企画財政課 まちづくり推進室	019-611-2721
	久慈市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・市内に住所を有する事業者が実施する、インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組に参加したことがある者 ・過去に久慈地域に居住したことがある者 ・北三陸久慈市ふるさと大使に委嘱されている者 ・久慈市のお試し暮らし住宅を利用したことがある者 ・おためし地域おこし協力隊ツアーに参加したことがある者 ・県又は市が実施する移住体験ツアーに参加したことがある者 ・山村体験型交流事業に参加したことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・久慈市総合計画等の久慈市が施策を実施するうえで根拠とする計画の中で、担い手確保が課題とされている分野に就業又は従事する者 ・特定創業支援等事業を受けて市内で起業する者 ・家業等へ就業する者 ・次の(1)～(3)の全てに該当する久慈市内の事業者で、久慈市が実施する人材確保に関する事業に参加実績のある事業者又は地域未来牽引企業へ就業した者 (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付を申請する時点において当該契約に基づく就業をしていること。 (2) 移住支援金の交付を申請する日から5年以上継続して、就業先の法人に勤務する意思を有していること。 (3) 就業先の法人による新規雇用であり、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。	企業立地課	0194-75-3891
	二戸市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・二戸市に居住経験のある者 ・二戸市空き家バンクを利用して移住した者 ・二戸市ふるさと移住体験補助金の交付を受けたことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林業や伝統工芸職など自活できる程度の収入のある事業を営む者、またはその見込みのある者 ・起業し、市内に事業所を設置する者	市民部まちづくり課	0195-23-3111 (内線364)
	普代村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・青の国ふだいファン会員に登録している者。 ・普代村にふるさと納税をしたことがある者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・農林水産業等の普代村の産業振興に係る事業関係者として深く関わりがある者。 ・地域課題解決型移住として、普代村が認めた事業者就職した者。 ・普代村の自治会行事や地域イベントに継続して参加し、移住後も継続する意向がある者。	政策推進室	0194-35-2114

県北エリア	軽米町	次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・軽米町に1年以上居住経験のある者。 ・軽米町に3親等以内の親族が居住している者。 ・軽米町内の農業法人で研修実績のある者。 ・軽米町にふるさと納税をしたことのある者。（申請年度の前年度までに、3年度以上ふるさと納税している者に限る） ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林業に従事する者。 ・家業等に従事する者。 ・軽米町が認めた企業に就業した者。	政策推進課	0195-46-2115
	野田村	・住民票を移す直前において、心はいつものだ村民制度登録者だった者又は、岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者で以下のいずれかに該当する者。 ① 地域おこし協力隊で移住支援金の申請日から5年以上村に定住する意志がある者 ② 村内で農林水産業に就業する者 ③ 村長が認める業に就業する者	未来づくり推進課 移住定住観光班	0194-78-2963 （内線265）
	九戸村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。ただし、【地域の担い手確保の要件】の(1)の場合は【支給対象者の要件】の(8)～(10)全てに該当しなくてはならない。 【支給対象者の要件】 (1)岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 (2)移住相談会等に参加した後に移住した者。 (3)九戸村を体験地とした移住ツアーに参加した後に移住した者 (4)九戸村空き家バンクを利用して移住した者 (5)九戸村の住民基本台帳に登録したことがある者 (6)3親等以内の親族が九戸村に住基登録している者 (7)九戸村にふるさと納税をしたことがある者 (8)市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日においても在職していること。 (9)転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (10)当該就職先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 【地域の担い手確保の要件】 (1)農林業・伝統工芸の法人・個人事業主等に雇用就業している者 (2)村内で独立して自営の農林業・伝統工芸の職に就いている者（販売を行っていることに限る） (3)親元等の農林業経営、伝統工芸、店舗や町工場を継承する者 (4)農業研修を受講していて、受講終了後に村内で就農する意欲のある者（販売農家に限る）	村づくり推進課	0195-43-3271
	洋野町	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・洋野町に居住経験のある者。 ・洋野町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・町の整備する定住促進団地に移住する者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・お試し地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターン又は移住ツアーに参加した者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業や文化・伝統工芸職に就業する者。 ・一般乗合旅客自動車運送業（バス運転手）・一般乗用旅客自動車運送業（タクシー運転手）に従事している人または従事する意欲がある人	企画課	0194-65-5912 （内線224）
	一戸町	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・一戸夢ファームで2週間以上の研修実績を有する人 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・一戸町が認めた企業に就業した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。	政策企画部政策企画課	0195-33-4851

県南エリア	花巻市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・過去に花巻市インターンシップ促進助成金の交付を受けた者。 ・花巻市空き家バンクの利用登録を行っている者。 ・花巻市U/Iターン者就業奨励金の交付を受けた者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・市内事業所に就業または就農した者。	商工観光部商工労政課	0198-41-3536
	北上市	次の1～3のいずれかに該当すること。 1 次のすべてに該当する者 (1)北上市に移住する以前に連続する2年以上北上市の住民基本台帳に登録したことがある者 (2)3(1)～(3)を除く市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において在職していること。 (3)転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (4)当該就職先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 2 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 3 次のいずれかに該当する者 (1)市内の農業・畜産業を行う法人へ就業した者 (2)岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録された市内事業者就業した者 (3)市内の漁業協同組合に就業した者 (4)市内に住所がある三親等以内の者が水稲等を経営している農業経営者に就業した者	商工部産業雇用支援課	0197-72-8243
	遠野市	次のア及びイに掲げる要件に該当する者のことをいう。 ア 関係人口要件として次のいずれかに該当する者 (7) 遠野市の移住体験ツアーに参加経験を有する者 (4) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 (9) 遠野市に移住相談を行った後、市が委託により運営するお試し居住体験住宅を利用したことがある者 イ 遠野市空き家バンクを利用して移住した者 地域の担い手等の要件として次のいずれかに該当する者 (7) 農林水産業の法人又は個人事業主等に雇用就業している者 (4) 自営により農林水産業を行っている者（ただし、業により生産された物を販売している者に限る。） (9) 3親等以内の親族が経営する事業を継承する者 (1) 市内の郷土芸能団体の活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者	産業部観光交流課	0198-62-2111
	一関市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ①「移住希望者相談等支援補助金」の利用経験を有する者。 ②「お試し移住」「移住体験ツアー」「オンライン いちのせき暮らしセミナー」など市が主催する移住促進事業の参加経験を有する者。 ③「空き家バンク」を利用して移住する者。 ④「新たなネットワーク創出事業」など関係人口創出に資すると認められる市主催事業の参加経験を有する者。 ⑤岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ①農林水産業に就業する者。 ②家業等へ就業する者。 ③一関市が認めた企業・団体等に就業した者。 ④自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。	まちづくり推進部 交流推進課	0191-21-8194
	奥州市	移住支援補助金の申請日において、以下①、②又は③に当てはまり、かつ市内事業所に就業、又は市内で起業、就農したもので5年以上継続して勤務等する意思を有していること。 ①奥州市空き家バンクの利用登録を行って移住した者。 ②転入日の属する年度以前5年度において、2年以上奥州市にふるさと納税を行った者。 ③岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。	政策企画部 ふるさと交流課 移住支援係	0197-34-1189
	西和賀町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・移住体験制度を利用したのちに移住した者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林業又は観光業に就業する者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。	企画財政課	0197-82-3284

	金ケ崎町	次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ① 移住する以前に、金ケ崎町にふるさと納税をしたことがある者 ② 移住する以前に、移住相談会や町の窓口で、移住相談の実績がある者 ③ 空き家バンクを利用登録して移住した者 ④ 岩手県の「遠恋副業」の取り組みにより、県内企業・団体と副業を実施している者 【地域の担い手確保の要件】 ① 農林水産業に就業する者 ② 家業等の事業を継承する者 ③ 金ケ崎企業クラブに登録している企業に就職した者 ④ 町内の公共交通・医療・福祉・保育事業に就業している者で、次のすべてに該当すること。 ・週20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ・転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく新規の雇用であること。 ・当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	商工観光課	0197-42-2111 (内線2332)
	平泉町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・平泉町からふるさと住民票カードを交付された者。 ・平泉お試し居住体験事業を利用したのちに移住する者。 ・「平泉町空き家・空き地バンク」を利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋副業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・平泉町が認めた企業に就業した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。	まちづくり推進課	0191-46-5578
	宮古市	次の(1)～(3) のいずれかに該当し、かつ(4)～(6)のいずれかに該当すること。 (1)宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した移住相談会等に参加したのちに移住した者 (2)宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した複業マッチングプログラムにより複業を開始した者 (3)岩手県の「遠恋副業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 (4)宮古市や関係機関等の支援を受け、宮古市内で農林水産業に就業している者、またはこれに相当する者として市長が認める者であること。 (5)宮古市内で家業等を継承する者であること。 (6)宮古市の自治体行事や地域イベント等に継続して参加し、移住後も継続する意向がある者、またはこれに相当する者として市長が認める者であること。	商工労働観光部 企業立地推進課 雇用労政係	0193-65-7072
	大船渡市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・大船渡市出身者（2親等以内が大船渡市に住民票を有する等） ・市内事業所において、ふるさとワーキングホリデー又はインターンシップに参加したことがある者 ・大船渡市空き家バンクを利用して移住した者 ・大船渡市おだめし地域おこし協力隊又は地域おこし協力隊インターンに参加したことがある者 ・住民票を移す直前の1年以内に、市が実施する起業・経営等無料相談会を利用した者 ・岩手県の「遠恋副業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・家業等へ就業する者 ・次の①～③の全てに該当し、大船渡市が認めた企業に就職した者 ①市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ②転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ③就業先の法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ・市内で起業し、開業の届け出をしている者	商工港湾部商工課労政係 (雇用担当)	0192-27-3111

沿岸エリア	陸前高田市	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・移住ツアーに参加した者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・お試し居住体験事業を利用したことがある者。 ・佐々木朗希選手を応援する会の会員。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 ・大学生等関係人口創出推進事業補助金の受給経験を有する者。 ・市が主催する関係人口のイベントに参加した経験を有する者。 ・転入日から直前3年以内に、2年以上継続して当市にふるさと納税を行った者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・陸前高田市が認めた企業に期間の定めのない就業をした者。	商工交流部交流推進課	0192-54-2111 (内線413)
	釜石市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ①釜石市出身者（2親等以内が釜石市に住民票を有する等）。 ②市が実施するお試し移住バック・移住ツアー利用者。 ③インターンシップ及び副業で釜石市の企業に就業した者。 ④釜石ラグビー応援団の団員。 ⑤固定資産税を釜石市に納めている者（土地、山林以外）。 ⑥市の移住相談窓口相談した上で移住した者。 ⑦岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ①市内の農林水産業に就業する者。 ②家業等へ就業する者。 ③市が認めた企業に就業する者。	総務企画部 オープンシティ・プロモーション室	0193-22-2111
	住田町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 次の（１）～（２）のいずれかに該当すること。 （１）町が実施するイベント等に参加し、本人からの了承に基づき関係人口の名簿に掲載された者。 （２）岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【担い手確保の要件】 次の（１）～（２）のいずれかに該当すること。 （１）町が定める地域計画において担い手として名簿に掲載されている者であること。 （２）町が定める森林・林業担い手対策事業費補助金を活用しながら、担い手として活動を行っている者であること。	企画財政課	0192-46-2114
	大槌町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・大槌応援団（大槌ファン）に登録している者。 ・移住相談会等に参加したのちに移住した者。 ・移住体験ツアーに参加したのちに移住した者。 ・お試し地域おこし協力隊に参加したのちに移住した者。 ・地域おこし協力隊インターンに参加したのちに移住した者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・町内の農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。	協働地域づくり推進課	0193-42-8718
	山田町	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・移住する以前からやまだファンクラブに入会している者。 ・移住する以前に町が実施する移住ツアーに参加したことがある者。 ・移住する以前に移住相談会等で本町への移住相談実績がある者。 ・移住する以前にお試し住宅の利用実績がある者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・次の①～③の全てに該当している者。 ①週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。 ②当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。 ③転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。	政策企画課	0193-82-3111 (内線362)

	岩泉町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・岩泉町が実施する移住体験ツアーに参加したことのある者。 ・岩泉町にボランティアで来たことのある者。 ・岩泉町にふるさと納税をしたことのある者。 ・岩泉町が開催した行事（南部牛追い唄全国大会等）へ参加したことがある者。 ・岩泉型インターンシップに参加したことがある者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・岩泉町で新たに第一次産業に従事する者、または見込みのある者。 ・岩泉町で家業を継承する者（親元等の農業経営、店舗や町工場など） ・岩泉町内に主たる事業所を置く企業または官公庁への就職する見込みのある者。 ・岩泉町の地域おこし協力隊に着任した者。	政策推進課政策推進室	0194-22-2111 (内線403)
	田野畑村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・田野畑村にふるさと納税をしたことがある者。 ・移住相談会や窓口等で本村への移住相談実績がある者。 ・「田野畑村お試し居住体験事業」を利用して移住する者。 ・「田野畑村空き家バンク」を利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。	企画観光課特定政策推進室	0194-34-2111